

平成 29 年 11 月

特定退職金共済制度 共済契約者（事業主）様

能代商工会議所

特定退職金共済制度におけるマイナンバー対応のお知らせ

日頃より能代商工会議所の特定退職金共済制度をご愛顧いただきありがとうございます。
ございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法/マイナンバー法）の施行に伴い、平成 28 年 1 月から個人番号（マイナンバー）の利用が開始されております。

ご利用いただいている特定退職金共済制度におきまして、共済契約者（事業主）様にてご対応いただく内容につきましてはご案内済ですが、今般、その取扱を以下のとおり変更させていただきますので、よろしくお願いたします。

<変更点>

本制度における個人番号(マイナンバー)の記載されている各種請求書類については、従来、「共済制度推進員は、専用封筒に封をした状態でお渡しいただく場合には取次も行うことができる」としておりましたが、今後は、「共済制度推進員が取り次ぎを行わずに能代商工会議所宛てに直接、提出いただく」ことといたしました。

ご不便をお掛けする場合もあるかと存じますが、何卒、ご協力を賜りますよう
よろしくお願いたします。

問い合わせ先

本件に関するお問い合わせ先は以下の通りです。

能代商工会議所 総務課

電話：0185-52-6341

FAX：0185-55-2233

以上